

高齢者の交通事故防止のポイント 安全な右・左折とは？

今年に入り、伊豆の国市の高齢ドライバーによる人身事故は39件発生しており、前年の同時期と比較し10件も増加しています。高齢ドライバーによる事故原因の一つとしては、交差点での安全な右・左折方法が守られていないことです。例えば、交差点に進入する直前から、早く曲がるうとして斜めに右

交通安全は家庭から

あせっても きちんと守ろう 身の安全
関徳乃香(葦山小)
気をつけよう 片手運転 事故のもと
土屋佑斗(大仁小)
あ!! 危ない!! 青でも確認 右・左
梅原暁人(長岡南小)

交通安全標語コンクール優秀作品

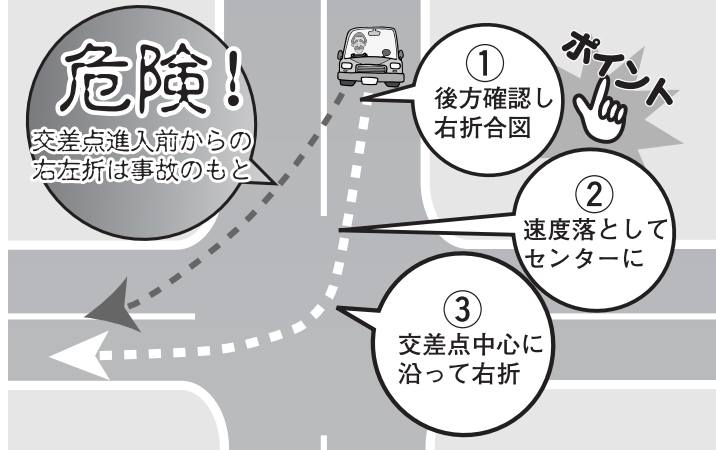
問合せ 安全対策課
電話 055 948 1412



自転車大会のとき ありがとう

伊豆の国市交通指導員に、この春、大仁小学校を卒業した児童から感謝の手紙が届けられたので、ご紹介します。

交通指導員の皆さんへ
自転車大会のときは、ありがとうございます。練習のときは細かいところまで教えてくれてすごく勉強になりました。学科ではわからない所がたくさんあって困ったけど小川さん(市交通指導員会副会長)が教えてくれて、わかるようになりました。実地では自転車に乗ってピンをかわす時、倒してばかりであせっていたけど、楽しかったです。メダルは惜しくも取れなかったけど、精一杯やりました。本当にありがとうございました。(大仁小卒業生)

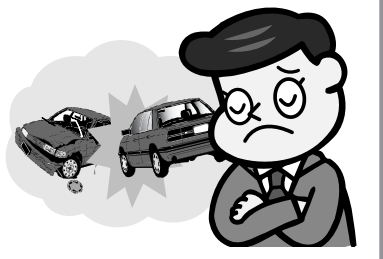


折る運転行為をよく見かけます。右折の基本は、信号機の有無にかかわらず、後方の安全確認をしてから右折合図を出して、センターに寄りながらスピードを落として交差点に進入し、対向車との安全確認をしてから交差点中心の内側に沿って右折することです。左折も基本は同じですが、一旦ハンドルを右に切つて大回りに左折している小型車両をよく見かけます。これは左折巻き込み事故の原因となります。絶対に取り返すのついでに、取り返すのつかない交通事故を起こす前に自分の運転行為を見直すことが重要です。

巡回交通事故相談

県の相談員が交通事故に関するさまざまな相談に応じます(相談無料)。希望する人は事前に安全対策課までご予約ください。

とき 5月26日(水)
午前10時~午後3時
ところ 市役所伊豆長岡庁舎
1階市民相談室
問合せ 安全対策課
電話 055 948 1412



非常勤職員募集

大仁地区の学校給食を作ります

給食調理員

勤務場所 大仁給食センター
職種 調理員
種別 非常勤職員
人数 1人
時給 830円
社会保険 あり
任用期間 6月1日(火)~平成23年3月31日(木)
勤務日数 1日6時間、週5日(30時間)、月22日
勤務時間 午前7時45分~午後3時15分のうち6時間
特記事項 有給休暇あり

応募方法

提出書類 履歴書(A3版)に写真を貼り付け、連絡先、学歴・職歴、免許・資格、希望職種を必ず明記し、持参・郵送してください。
提出先 〒410 2292 伊豆の国市長岡346 1 市役所あやめ会館・教育総務課
募集期間 5月6日(木)~17日(月)(必着)
その他 60歳未満の人を募集(定年60歳)、面接試験実施
問合せ 教育総務課大仁給食センター
電話 0558 76 1211

非常勤職員募集

国勢調査の事務全般をお手伝い

国勢調査事務員

勤務場所 伊豆長岡庁舎および葦山庁舎
職種 国勢調査事務
種別 非常勤職員
人数 1人
時給 810円
社会保険 あり
任用期間 6月1日(火)~12月28日(火)
勤務日数 1日6時間、週5日(30時間)
勤務時間 午前9時~午後4時
特記事項 普通運転免許を持っている人
簡単なパソコン操作ができる人

応募方法

提出書類 履歴書(A3版)に写真を貼り付け、連絡先、学歴・職歴、免許・資格を必ず明記してください。
提出先 〒410 2292 伊豆の国市長岡340 1 市役所伊豆長岡庁舎・秘書広報課
募集期間 5月6日(木)~17日(月)
その他 60歳未満の人を募集(定年60歳)、面接試験実施
問合せ 秘書広報課 電話 055 948 1431

食品の訪問販売トラブル

あなたも狙われるかもー悪質商法にご用心



近年、リンゴやミカンなどの訪問販売によるトラブルが報告されています。その手口は、例えば、消費者が値段をきくと「千円」と答えたため、「1箱千円なら…」と思って買うことしたところ、実際は1キロ千円であり、高額な請求をされたとか、1箱買うつもりだったにも関わらず、1箱ではなく、例えば6箱分の契約が成立したとして売りつけるといったものがあります。このような被害に遭った場合に解決方法としては、クーリング・オフや、著しく過量な分量を売りつけられたケースであれば、過量販売解除を主張することなどが考えられます。

食品の訪問販売で被害に遭った場合は、過料販売解除の主張なども考えられます。早期に市役所等に相談しましょう!

消費者相談 5/10・17・24・31の各(月)各9:00~15:00 問合せ 観光商工課 電話 055 948 1480
5月は消費者月間です。